

○倉敷市水道条例施行規程

昭和51年12月6日

水道局管理規程第25号

改正 昭和54年2月1日水管規程第3号

昭和57年2月25日水管規程第1号

昭和57年5月10日水管規程第6号

平成2年6月15日水管規程第13号

平成3年1月24日水管規程第1号

平成3年9月26日水管規程第17号

平成4年3月27日水管規程第2号

平成4年4月1日水管規程第12号

平成5年9月22日水管規程第11号

平成6年1月28日水管規程第1号

平成8年3月11日水管規程第2号

平成9年3月31日水管規程第3号

平成11年3月31日水管規程第5号

平成14年12月17日水管規程第11号

平成15年3月31日水管規程第5号

平成16年3月15日水管規程第1号

平成17年7月27日水管規程第8号

平成18年10月26日水管規程第8号

平成23年4月1日水管規程第6号

平成26年2月19日水管規程第1号

令和元年9月18日水管規程第7号

令和2年3月31日水管規程第3号

令和4年12月20日水管規程第9号

倉敷市水道条例施行規程（昭和43年倉敷市水道局管理規程第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、倉敷市水道条例（昭和43年倉敷市条例第72号。以下「条例」という。）

の施行について必要な事項を定めるものとする。

(船舶給水の許可)

第2条 船舶給水を行おうとする者は、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、給水装置工事の申込みの際、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 経営の目的

(2) 給水装置の場所

(3) 販売価格

3 第1項の許可を受けた者が、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び理由を記載した申請書を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(工事変更等の届出)

第3条 条例第6条第1項の規定により、給水装置工事の承認を受けた者が当該工事を変更し、又は取りやめようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(申込みの取消し)

第4条 条例第6条第1項に規定する給水装置工事の申込者の責めに帰すべき理由により、申込みの日から3箇月以内に当該給水装置工事に係る負担金等を納入しないときは、当該申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

(利害関係人の同意書の提出)

第5条 条例第6条第2項の規定により提出を求める同意書は、次の各号のとおりとする。

(1) 建物の所有者でない者が給水装置を設置しようとするときは、当該建物所有者の同意書

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、当該給水装置所有者の同意書

(3) 他人の土地を通過して給水装置を設置しようとするときは、当該土地所有者の同意書

(工事費の算定基準)

第6条 条例第10条第1項に規定する工事費の算定基準は、管理者が毎年度定めるものとする。

る。ただし、価格に著しい変動を生じたときは、改定することができる。

(前納の例外)

第7条 条例第11条第1項ただし書に規定する管理者が特に必要と認めた工事とは、官公署、官公立学校及び官公立病院に係る給水装置工事をいう。

(精算)

第8条 条例第11条第2項の規定による精算額に過不足を生じたときは、当該額を追徴又は還付する。ただし、追徴又は還付の金額に100円未満の端数が生じたときは、その額は切り捨てる。

(建物等の復旧)

第9条 給水装置工事の施行の結果、建物等の復旧を要する場合は、当該工事申込者において、これを復旧しなければならない。

(受水そう以下の装置の設計図)

第10条 受水そう以下の装置の設計図は、条例第6条第1項に規定する申込みに併せて提出しなければならない。

(メーターの位置変更)

第11条 給水装置の使用者等の請求又は責めによるメーターの位置変更に必要な費用は、当該使用者等の負担とする。

(私設消火せんの封かん)

第12条 私設消火せんは、管理者が封かんする。

第13条 削除

(使用水量の端数計算)

第14条 メーター検針の際、使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、その端数は次回検針による使用水量に算入するものとする。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止した場合において、検針による使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを1立方メートルとして計算する。

(用途別の適用基準)

第15条 条例第23条第1項の表(以下「料金表」という。)に規定する用途別の適用基準は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

(1) 一般用とは、次号以下に定めるもの以外のもの

(2) 湯屋用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものの用に使用するもの

(3) 船舶用とは、船舶に対して給水するもの

(4) 臨時用とは、工事その他の理由により臨時の用に使用するもの

(連合使用の場合の徴収方法)

第16条 条例第22条第2項に規定する専用給水装置を連合して使用する場合は、市のメーターごとに1枚の納入通知書及び領収証を発行する。

(基本料金の徴収)

第17条 メーターが使用水量を指示しない場合でも給水の中止又は廃止の届出のない限り、条例第23条に規定する基本料金を徴収する。

(料金算定の特例)

第18条 条例第24条第6号に規定する使用日数が月の15日以内のものを超す料金は、料金表に定める超過料金に係る水量区分の水量をそれぞれ2分の1として算定した額とする。

2 条例第25条に規定する毎2箇月分を1期とするものの使用水量は、各月均等に使用したものとし、当該使用水量に係る基本料金は、料金表に定める基本料金の2倍の額とし、超過料金は、料金表に定める超過料金に係る水量区分の本量をそれぞれ2倍して算定した額とする。

(共同建物の料金算定)

第19条 条例第3条第1号に定める専用給水装置を1箇所で専用するもの及び管理者の許可を得て2世帯以上で連合使用するものとは、アパート、社宅その他の共同で使用する建物（以下「共同建物」という。）とし、共同建物における各戸（世帯）の認定基準は、次に掲げるところによるものとする。ただし、管理者が別に定める認定基準により各戸（世帯）を認定した場合は、この限りでない。

(1) 各戸（世帯）が独立し、各々給水栓を設置し、家事の用として水道を使用する場合は、それぞれ1戸（世帯）とする。

(2) 事務所、店舗等のように家事の用以外のために水道を使用するもの（以下「非家事用水道使用者」という。）は、共同建物内の非家事用水道使用者全てを合わせて1戸（世帯）とする。

2 共同建物の1箇月の料金計算は、条例第24条第4号及び第5号の規定に基づき次により算定する。

(1) 基本料金は、料金表に定める基本料金の額に共同建物の戸(世帯)数を乗じて得た額とする。

(2) 超過料金は、超過水量(10立方メートルに共同建物の戸(世帯)数を乗じて得た水量を超えるものをいう。以下同じ。)に料金表中の超過水量に係る段階別料金を乗じた額とする。この場合において、超過水量に係る水量区分の各水量は、共同建物の戸(世帯)数を乗じて得た水量に読み替えるものとする。

3 前項の料金算定の対象とする戸(世帯)数は、共同建物の所有者、代理人又は総代人からの届出戸(世帯)数によるものとする。

4 共同建物のうち、非家事用水道使用者のみの共同建物については、前3項の規定は、適用しない。

(料金等の納付期限)

第20条 料金その他の納付金の納付期限は、次に定めるところによる。

(1) 納付制による場合は、条例第25条本文に規定する料金については検針月の翌月16日とし、それ以外の納付金については納入通知書を発する日から起算して10日を経過した日とする。ただし、その日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。

(2) 口座振替の方法による場合は、管理者が別に定める指定振替日とする。

(3) 給水装置の使用を中止し、又は廃止したときは、その都度料金を徴収する。

(徴収後の料金の増減)

第21条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、差額を追徴又は還付する。

(認定水量の異議)

第22条 条例第24条第2号の規定により、メーターの破損その他の理由により管理者が認定した使用水量に異議がある者は、当該料金の納付期限までに申し出なければならない。

(工事負担金)

第23条 条例第26条第1項第2号に規定する工事負担金は、給水に必要な口径に対応する

配水管標準工事費及び舗装の種別に応じた復旧費に、次の表に定める布設延長ごとの負担率及びそれぞれ該当する布設延長を乗じて算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

布設延長	負担率
50メートル以下の部分に係るもの	10パーセント
50メートルを超え100メートル以下の部分に係るもの	30パーセント
100メートルを超え300メートル以下の部分に係るもの	70パーセント
300メートルを超える部分に係るもの	100パーセント

2 前項の規定にかかわらず、条例第26条第1項第2号に該当する工事の申請があつた場合において、当該申請に係る工事（以下「今回工事」という。）が、当該申請の日前1年以内に完了した工事（平成15年4月1日前の申請に係るものを除く。以下「前回工事」という。）により布設された配水管から更にこれを延長するものであり、かつ、今回工事と前回工事の申請者が同一であるときの工事負担金は、今回工事の布設延長と前回工事の布設延長の合計を布設延長とみなし、前項の規定を適用して算出した額から前回工事の際に工事負担金として徴収した額を控除して得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めたものについては、当該標準負担率の増減をすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、既設の配水管を改良しなければならない場合の工事負担金は、給水に必要な口径に対する配水管標準工事費に必要口径断面と既設口径断面の比率を乗じ、更に前3項に定める率を乗じた額と舗装復旧費との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

5 消防水利又は区画整理事業に伴う配水管の新設若しくは改良の工事の場合の工事負担金の算出方法については、管理者が別に定める。

6 配水管標準工事費の額は、管理者が毎年度定めるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 前各項の規定により算出された工事負担金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（管理負担金）

第24条 条例第26条第1項第3号に規定する一定規模以上の開発行為とは、開発面積が1，

000平方メートル以上の開発行為をいい、当該開発行為に係る給水施設（給水装置を除く。）の減価償却費及び維持管理費の10箇年分に相当する額として別に定める管理負担金算定基準表により算出した額に100分の110を乗じて得た額を管理負担金として徴収する。この場合において、市は開発行為者から移管された給水施設（給水装置を除く。）を管理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、開発面積が1,000平方メートル未満の開発行為についても管理者が適当と認めたものについては、同項の管理負担金算定基準表により算出された額に100分の110を乗じて得た額を管理負担金として徴収し、当該開発行為に係る給水施設（給水装置を除く。）を管理するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、加圧給水施設を有するもので、その施設を市が管理するものの管理負担金は、当該施設に係る減価償却費、維持管理費及び電力料の10箇年分に相当する額として別に定める加圧給水施設管理負担金算定基準表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その他特別の費用を要するときは、当該費用を併せて徴収する。

4 前3項の規定にかかわらず、開発行為者が市の認める条件を有する管理人を置き、当該施設を管理する場合は、管理負担金は徴収しない。

5 前各項に定めるもののほか、管理負担金について必要な事項は、管理者が別に定める。

6 前各項の規定により管理負担金を算定する場合において、合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（貯水槽水道設置者に対する管理者の関与）

第25条 条例第35条第1項の規定により管理者が行う貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告の方法その他必要な事項は、管理者が別に定める。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第26条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

（1） 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(様式その他)

第27条 この規程の施行について必要な様式その他の事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、改正前の倉敷市水道条例施行規程の規定によりなされた届出その他の手続は、この規程の相当規定に基づいてなされた届出その他の手続とみなす。

(真備町の編入に伴う特例)

3 真備町の編入の際現に真備町水道給水条例（平成10年真備町条例第18号）の規定により給水を受けている建物については、第13条の規定は適用しない。

附 則（昭和54年2月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月25日水管規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の倉敷市水道条例施行規程第25条第1項及び第2項の規定は、施行日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、施行日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年5月10日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月15日水管規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の倉敷市水道条例施行規程は、施行日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、施行日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年1月24日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月26日水管規程第17号）

（施行期日）

1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、同日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月27日水管規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、同日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日水管規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年9月22日水管規程第11号）

（施行期日）

1 この規程は、平成6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、同日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 1 月 2 8 日水管規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、平成 6 年 4 月 1 日以後の検針に係る調定分から適用し、同日前の検針に係る調定分については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 3 月 1 1 日水管規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水道条例施行規程第 2 3 条の規定は、この規程の施行の日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、同日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日水管規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の給水工事の申請に係るものから適用し、同日前の給水工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 1 1 年 3 月 3 1 日水管規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 1 7 日水管規程第 1 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置工事の申請に係るものから適用し、同日前の給水装置工事の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 1 5 年 3 月 3 1 日水管規程第 5 号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月27日水管規程第8号）

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年10月26日水管規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（関係規程の一部改正）

2 倉敷市水道事業会計規程（昭和55年倉敷市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「送付し」を「発し」に改め、同条第2項中「納期限」を「納付期限」に、「送付し」を「発し」に改める。

附 則（平成23年4月1日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月19日水管規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置工事の申込みに係るものから適用し、同日前の給水装置工事の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月18日水管規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に管理者の承認を受けた給水装置工事（修繕を除く。）に係る工事負担金及び帰属に係る管理負担金（以下この項において「工事負担金等」という。）について適用し、同日前の管理者の承認に係る工事

負担金等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月20日水管規程第9号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。